

SUPPLIER CSR GUIDELINE

2019年2月 日本語版

目次

1. はじめに	1
2. 本ガイドラインの概要と活用について	2
3. CSR 分野・項目	3
(1) 安全・品質	
(2) 人権・労働	4
(3) 環境	
(4) コンプライアンス	5
(5) 情報開示	
4. お取引先の皆さまへ	6
(1) 強化する取り組み 3 項目	
① 法令遵守	
② 社内体制の強化	
③ サプライチェーンへの周知徹底	
(2) お取引先の CSR 活動の確認	
① CSR ガイドラインの合意確認	
② CSR の第三者評価	7
③ コンプライアンス違反発生時の措置	
改定履歴	8
サプライヤー合意確認書	9

1. はじめに

国連は持続可能な社会をめざし、2030年までにグローバルな課題解決を具体的な目標とするSDGs（持続可能な開発のためのグローバル目標）を採択し、企業には課題解決に向けた貢献が強く求められています。このような潮流の中、ステークホルダーからのCSRの取り組みに関する期待・要求は、ますます高まっており、環境・社会・ガバナンスに対する取り組みが、財務指標とは別に重要視され、特に経済や環境への影響が大きい自動車業界に対しては、個々企業の取り組みだけでなくサプライチェーン全体としての取り組みも注視されています。

当社では2010年8月に『サプライヤーCSRガイドライン』を発行し、私どもとともに取引先の皆さまにもCSRへの取り組みを実践頂いております。

今般、企業のCSR取り組みが企業価値そのものを左右する時代にあって、当社として強化する取り組みを明確に致しました。新たにお取引先の皆さまには、本ガイドラインへの合意確認書をもって、当社の取り組みへの趣意表明をして頂くとともに、さらなるCSRの推進をお願い致します。

環境に関しては「グリーン調達ガイドライン」を基にご対応頂いておりますが、環境対応も含めた社会的な責任を果たすべく、本書で取り上げている項目を実践下さい。

本ガイドラインを皆さまのCSR推進の指針としてご活用頂き、持続的な成長に向けて、ともに行動してまいりましょう。

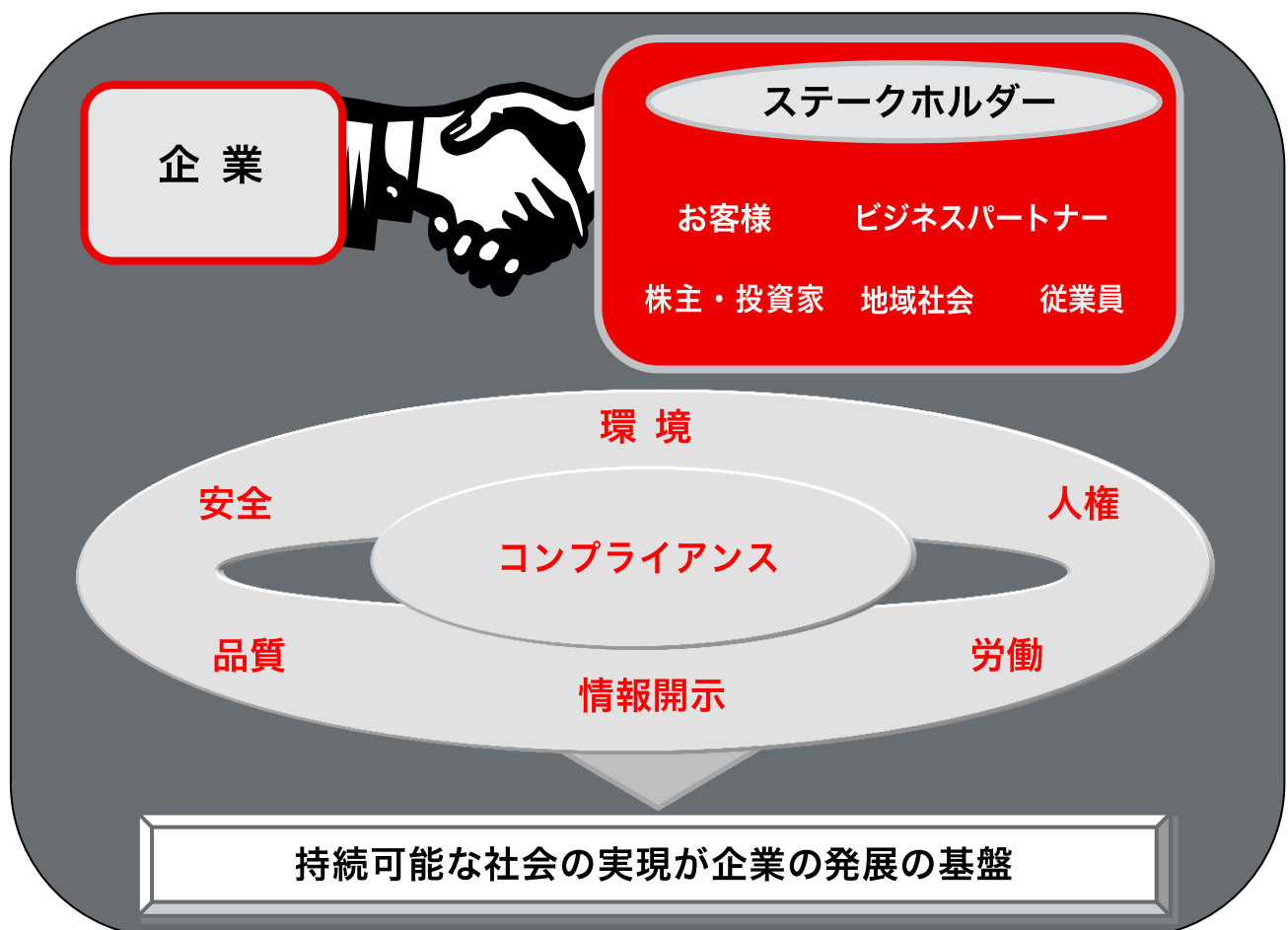
専務執行役員
(購買担当)

服部行博

2. 本ガイドラインの概要と活用について

本ガイドラインは、当社のお取引先の CSR 取り組み項目をまとめたものです。1991 年に“企業の責任ある行動原則”として制定された経団連の企業行動憲章は、2017 年第 5 回の改定がなされ、SDGs の達成を柱とし、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の推進等、自社のみならずグループ企業・サプライチェーンに対しても行動変革を促すものとなりました。当社は、持続可能な社会の実現のため、企業行動憲章の精神に基づき、自動車産業において取り組みが期待される、5 分野 25 項目を選定しています。

本ガイドラインの遵守を基本とし、お取引先の仕入先にも展開が行われることを期待します。



(1) 安全・品質

1. 消費者ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者のニーズを把握して、社会的に有用な製品^(※)を開発・提供する。

※ 社会的に有用な製品＝例えば、年齢・性別・障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

2. 製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

3. 製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

4. 製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

(2) 人権・労働

5. 差別撤廃

あらゆる雇用の場面^(※)において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、差別を行わない。

※ 応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰など

6. 人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

7. 児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働を認めない。

8. 強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働を行わない。

9. 賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

10. 労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

(2) 人権・労働

11. 従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に対話・協議する。従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を各国・地域の法令に基づいて認める。

12. 安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

13. 紛争鉱物等、社会的問題の原因となる原材料の不使用

非人道的行為に関わる原材料の不使用をめざし、状況を把握すると共に適切に対応する。

(3) 環境

14. 環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、各国・地域の法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

15. 温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、エネルギーの有効活用に取り組むなど排出削減活動を推進する。

16. 大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気・水・土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減・流出対策を図り、環境汚染を防止する。

17. 省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

18. 化学物質管理

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有しない。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

(4) コンプライアンス

19. 法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。

コンプライアンス徹底の為の方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

20. 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

21. 腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。

ビジネスパートナーに対して、不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的とする接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

22. 機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

23. 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

24. 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用・権利侵害を行わない。

(5) 情報開示

25. ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報を、ステークホルダーに対し適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解・信頼関係の維持・発展に努める。

(1) 強化する取り組み 3 項目

様々な企業不祥事が発覚するなど、法令と社会規範の遵守に対する社会的要請が高まっています。社会が着目する課題に対し、お取引先にも率先して取り組んで頂きたく、当社として強化する取り組み 3 項目について徹底をお願い致します。

① 法令遵守

関係法令を遵守する取り組み姿勢を明確にし、自社の規律強化をお願い致します。

② 社内体制の強化

あらゆる法令・規範を遵守するために、社内体制を構築・整備・運用して頂くことをお願い致します。ガバナンスや内部監査を強化し、法令・規範の違反が発生しない企業風土づくりをお願い致します。

③ サプライチェーンへの周知徹底

サプライヤーCSR ガイドラインの遵守については、お取引先の調達先・委託先をはじめ、サプライチェーン全体での周知徹底を推進下さい。

(2) お取引先の CSR 活動の確認

① CSR ガイドラインの合意確認

すべてのお取引先に、本ガイドラインをお読み頂き、ガイドラインに定める事項の推進と遵守について、取引開始時にサプライヤー合意確認書の取り交わしを行います。(必須)

既にお取引をさせて頂いている皆さまには、本ガイドライン2019年2月改訂版を入手次第、当社へご提出頂きます。また、発注先選定時には、見積依頼書(RFQ: Request for Quotation)に記載された質問にご回答頂くことにより、本ガイドラインを継続して遵守頂いていることを確認致します。

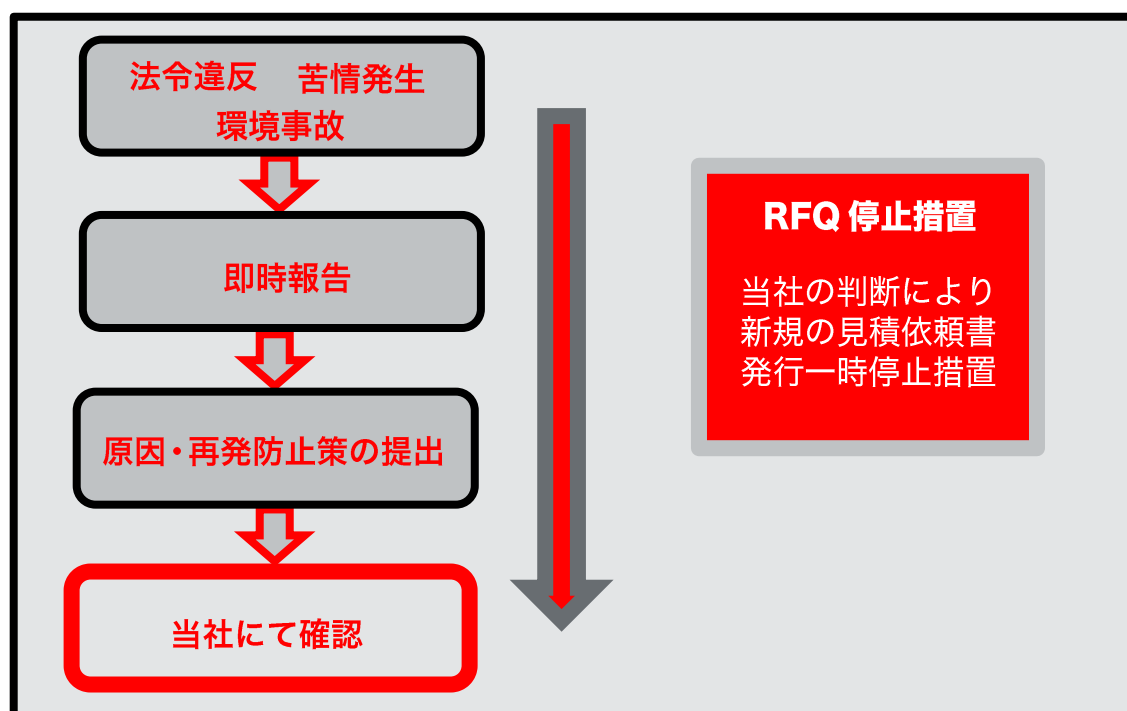
② CSR の第三者評価

CSR 活動を相互に確認し推進を図るため、本ガイドラインの合意確認を開始するとともに、お取引先ならびに貴社のサプライチェーンにおける取り組み状況を把握・強化することを目的として、CSR の第三者評価を計画しております。取引状況などを総合的に考慮した上で、対象のお取引先を段階的に拡大していく予定です。

別途ご依頼させていただきますので、ご対応をお願い致します。

③ コンプライアンス違反発生時の措置

お取引先ならびに貴社サプライチェーンにおける事業活動において、法令等の違反が発生した場合、内容・応急処置・発生原因を対策する是正処置等を明確にし、当社へのご報告をお願い致します。再発防止のための管理体制の改善（業務プロセスの改善、監視体制の強化、社員の意識付けの強化等）にお取り組み願います。適切な対策が施されるまでの措置として、当社は新規見積依頼書の発行を一時停止致します。万が一、お取引先の責任における法令等の違反により当社への損害が発生した場合、購買取引基本契約に従って補償を求める場合があります。



改定履歴

改定年月	版	改定概要
2010年8月	初版	◆初版発行
2014年6月	改1	<ul style="list-style-type: none"> ◆MMC CSR レポート 2014 発行に伴い改定。 ◆CSR 取り組み徹底、CSR 調達方針を明確化。 ◆自動車産業に期待される取り組み 5 分野・24 項目を選定 ◆「自主点検チェックシート」配布開始
2016年7月	改2	<ul style="list-style-type: none"> ◆「紛争鉱物等、社会的問題の原因となる原材料の不使用」項目追加 ◆5 分野・25 項目に変更
2019年2月	改3	<ul style="list-style-type: none"> ◆お取引先への依頼事項明確化のため「お取引先の皆さまへ」章新設 ◆「自主点検チェックシート」廃止 ◆「サプライヤー合意確認書」配布開始

サプライヤー合意確認書

当社は、三菱自動車工業株式会社に対し、サプライヤーCSRガイドライン（改3版）を遵守し、これに沿った部品・材料・副資材・サービス等を納入することに合意致します。

当社は、二次以降の取引先についても、適正な取り組みが行われるよう周知徹底します。

貴社名：

取引先コード：

住所：

署名者の所属部署・役職名：

署名者の氏名：

署名者のEmailアドレス：

署名日：

署名（直筆もしくは記名・代表者印）：

この書面を下記の宛先まで、郵送またはEmailで返送下さるようお願い致します：

三菱自動車工業株式会社調達管理本部 調達企画部 管理グループ

送付先

〒444-8501 愛知県岡崎市橋目町字中新切1番地

Email：

csr.supplier@mitsubishi-motors.com



発行

2019年2月

三菱自動車工業株式会社 調達管理本部 調達企画部

〒444-8501 愛知県岡崎市橋目町字中新切1番地 TEL.0564-32-4111 FAX.0564-33-1221

csr.supplier@mitsubishi-motors.com